

## 緊急援護費の支給に関する要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市内に住所を有する児童及び生徒に対し、火災及び風水害等の災害により学用品等が使用不能となったとき、その他茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が緊急に援護を必要とすると認めたときに扶助し、就学の助成を図ることを目的とする。

### (緊急援護費)

第2 緊急援護費は、毎年度の予算の範囲内でその額を定める。

### (対象)

第3 茨木市内に住所を有する児童及び生徒に対して支給する。

### (申請手続)

第4 緊急援護費支給申請書（様式第1号）は、児童及び生徒が在籍する学校長が教育委員会 に提出しなければならない。

### (支給限度額)

第5 緊急援護費の支給限度額は、20,000円とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときはこの限りでない。

### (支給方法)

第6 緊急援護費の支給方法は、児童及び生徒の在籍する学校長に対し、銀行振込することとする。

### 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

年 月 日

（あて先）

茨木市教育委員会 教育長

茨木市立  
校長

学校  
印

緊急援護費支給申請書

緊急援護費の支給を次のとおり申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 児童・生徒 氏 名  
学年・組  
住 所

3 保護者

4 被害状況